

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	磐梯町（代表） 喜多方市、北塩原村 猪苗代町、西会津町

会津北部地域鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	磐梯町農林課
所 在 地	耶麻郡磐梯町大字磐梯字中ノ橋 1855
電 話 番 号	0 2 4 2 - 7 4 - 1 2 1 7
F A X 番 号	0 2 4 2 - 7 3 - 2 1 1 5
メールアドレス	bandai-nougyoushinkou@town.bandai.fukushima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ ニホンジカ、ハクビシン、カワウ、カラス
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	喜多方市、北塩原村、磐梯町、西会津町、猪苗代町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	市町村	被害の現状		
		品 目	被害数値	
ニホンザル	喜多方市	野菜類	161.17 千円	0.03ha
		いも類	28.1 千円	0.01ha
		小 計	189.27 千円	0.04ha
	北塩原村	野菜類	35.53 千円	0.02ha
		小 計	35.53 千円	0.02ha
	磐梯町	-	-	-
		小 計	-	-
	西会津町	稲	64.5 千円	0.05ha
		豆類	4.2 千円	0.03ha
		果樹類	9.2 千円	0.01ha
		野菜類	823.7 千円	0.32ha
		いも類	104.7 千円	0.08ha
		小 計	1,006.3 千円	0.49ha
	猪苗代町	野菜類	1,081.1 千円	0.17ha
		いも類	37.3 千円	0.03ha
		小 計	1,118.4 千円	0.2ha
	ニホンザル合計		2,349.5 千円	0.75ha
ツキノワグマ	喜多方市	稲	23.89 千円	0.02ha
		雑穀	172.39 千円	1.33ha
		野菜類	52.47 千円	0.03ha
		小 計	248.75 千円	1.38ha
	北塩原村	稲	11.94 千円	0.01ha

		小 計	11.94 千円	0.01ha
	磐梯町	野菜類	137.59 千円	0.09ha
		小 計	137.59 千円	0.09ha
	西会津町	野菜類	45.6 千円	0.02ha
		いも類	6.9 千円	0.01ha
		小 計	52.5 千円	0.03ha
	猪苗代町	稲	35.8 千円	0.03ha
		野菜類	71.9 千円	0.04ha
		小 計	107.7 千円	0.07ha
	ツキノワグマ合計		558.48 千円	1.58ha
イノシシ	喜多方市	稲	527.87 千円	0.44ha
		雑穀	34.11 千円	0.26ha
		果樹類	4.13 千円	0.01ha
		野菜	4.63 千円	0.01ha
		いも類	24.81 千円	0.02ha
		小 計	595.55 千円	0.74ha
	北塩原村	稲	704.6 千円	0.59ha
		野菜類	114.1 千円	0.1ha
		小 計	818.7 千円	0.69ha
	磐梯町	稲	9 千円	0.01ha
		小 計	9 千円	0.01ha
	西会津町	稲	1,102.3 千円	0.92ha
		いも類	484.3 千円	0.32ha
		雑穀類	126.3 千円	0.98ha
		野菜類	31.9 千円	0.02ha
		小 計	1,744.8 千円	2.24ha
	猪苗代町	稲	298.6 千円	0.25ha
		野菜類	2.5 千円	0.01ha
		いも類	5.6 千円	0.01ha
		小 計	306.7 千円	0.27ha
	イノシシ合計		3,474.75 千円	3.95ha
ニホンジカ	喜多方市	-	-	-

		小 計	-	-
	北塩原村	-	-	-
		小 計	-	-
	磐梯町	-	-	-
		小 計	-	-
	西会津町	-	-	-
		小 計	-	-
	猪苗代町	-	-	-
		小 計	-	-
	二ホンジカ合計		-	-
ハクビシン	喜多方市	-	-	-
		小 計	-	-
	北塩原村	-	-	-
		小 計	-	-
	磐梯町	野菜類	14.84 千円	0.01ha
		小 計	14.84 千円	0.01ha
	西会津町	-	-	-
		小 計	-	-
	猪苗代町	野菜類	3.2 千円	0.01ha
		小 計	3.2 千円	0.01ha
	ハクビシン合計		18.04 千円	0.02ha
カワウ	喜多方市	-	-	-
		小 計	-	-
	北塩原村	ウグイ他	355 千円	-
		小 計	355 千円	-
	磐梯町	-	-	-
		小 計	-	-
	西会津町	-	-	-
		小 計	-	-
	猪苗代町	ウグイ他	20,751 千円	-
		小 計	20,751 千円	-
	カワウ合計		21,106 千円	-

カラス	喜多方市	野菜類	49.68 千円	0.02ha
		小 計	49.68 千円	0.02ha
	北塩原村	-	-	-
		小 計	-	-
	磐梯町	-	-	-
		小 計	-	-
	西会津町	-	-	-
		小 計	-	-
	猪苗代町	水稻	2.4 千円	0.01ha
		野菜類	0.6 千円	0.01ha
		小 計	3 千円	0.02ha
カラス合計		52.68 千円	0.04ha	

※ カワウの被害金額については、カワウ対策会津地域実施計画（令和 5 年度）より抜粋。

（２）被害の傾向

ア ニホンザル

喜多方市、北塩原村、西会津町、猪苗代町において、４月から１１月頃にかけて、水稻やトマト等の野菜やクリ等の果樹を中心に被害が出ている。

近年は、民家周辺の畑でも被害がみられ、被害はさらに増加する傾向にあることや、新たに出没が見られる箇所については、対策が進んでおらず被害が大きい。

また、住宅地へも出没していることから、生活環境被害も住民にとって大きな不安材料である。

イ ツキノワグマ

喜多方市、北塩原村、磐梯町、西会津町、猪苗代町において、６月頃からトウモロコシやスイカなどの夏野菜被害が発生し、その後、水稻、ソバなど農作物の被害が１１月頃まで続いた。

里山の住宅地周辺等ツキノワグマの生息域と人間の生活圏が混在している地域の他、河川敷等の藪を利用し、山林から離れた平地の集落にも出没し被害が発生している。さらに、管内において人身事故も毎年発生しており、これらの事故防止の対策や普及啓発等も急務となる。

ウ イノシシ

喜多方市、北塩原村、磐梯町、西会津町、猪苗代町において4月から11月にかけて畦畔及び農道の掘り起こしや農作物被害が発生している。平成21年頃より目撃・被害が発生し、現在に至るまで被害金額及び被害面積、生息域は増加し続けている。被害は水稻やソバ等の広大な面積で発生し、さらに畦畔及び農道の掘り起こし被害は後を絶たない。また日中の目撃も増加傾向にあることから、人身被害も危惧される。

エ ニホンジカ

平成30年度に猪苗代町、令和元年度に喜多方市で被害が発生している。各市町村においてセンサーカメラによる撮影や目撃及び足跡等の痕跡が確認されており、生息域は拡大傾向にある。さらに猪苗代町では繁殖期にラッティングコールを確認している他、センサーカメラで幼獣が撮影されており、町内で繁殖していることが推察された。特に雄国沼周辺で多数の個体が目撃されており、貴重な高山植物が食害される危険性があるため広域的な対策が必要である。

オ ハクビシン

喜多方市、北塩原村、磐梯町、西会津町、猪苗代町において生息が確認されているが被害が軽微であるため住民からの報告がない。ネット柵や電気柵等の侵入防止柵を設置している他、住み家となる空き家や古い倉庫等は侵入対策も実施しているが、出没被害の全体像が把握できていない。

カ カワウ

猪苗代湖や阿賀川流域を中心に、4月から12月にかけて被害が発生している。被害防止対策はカワウ管理計画に基づく個体数調整に加えて追い払いや拠点防御をおこなっており、根本的な解決には至っていないが、管内の生息地において生息数は年々減少傾向にある。

キ カラス

7月から9月の夏場にかけて喜多方市においてスイカ等の野菜被害が発生しており、猪苗代町では田植え後の水稻や牛舎の餌への被害が発生している。市街地では糞尿被害を発生させており、生息数が多く時期によっては群れ単位で行動することから、広域的な対策が必要である。

(3) 被害の軽減目標

ニホンザル			
指標	市町村	現状値（令和４年度）	目標値（令和８年度）
被害金額	喜多方市	189.27	160.88
(単位：千円)	北塩原村	35.53	30.20
	磐梯町	－	－
	西会津町	1,006.30	855.36
	猪苗代町	1,118.40	950.64
	計	2,349.50	1,997.08
被害面積	喜多方市	0.04	0.03
(単位：ha)	北塩原村	0.02	0.02
	磐梯町	－	－
	西会津町	0.49	0.42
	猪苗代町	0.20	0.17
	計	0.75	0.64
ツキノワグマ			
指標	市町村	現状値（令和４年度）	目標値（令和８年度）
被害金額	喜多方市	248.75	211.44
(単位：千円)	北塩原村	11.94	10.15
	磐梯町	137.59	116.95
	西会津町	52.50	44.63
	猪苗代町	107.70	91.55
	計	558.48	474.71
被害面積	喜多方市	1.38	1.17
(単位：ha)	北塩原村	0.01	0.01
	磐梯町	0.09	0.08
	西会津町	0.03	0.03
	猪苗代町	0.07	0.06
	計	1.58	1.34
イノシシ			
指標	市町村	現状値（令和４年度）	目標値（令和８年度）
被害金額	喜多方市	595.55	506.22
(単位：千円)	北塩原村	818.70	695.90

	磐梯町	9.00	7.65
	西会津町	1,744.80	1,483.08
	猪苗代町	306.70	260.70
	計	3,474.75	2,957.27
被害面積	喜多方市	0.74	0.63
(単位：ha)	北塩原村	0.69	0.59
	磐梯町	0.01	0.01
	西会津町	2.24	1.90
	猪苗代町	0.27	0.23
	計	3.95	3.36
ニホンジカ			
指標	市町村	現状値（令和４年度）	目標値（令和８年度）
被害金額	喜多方市	－	－
(単位：千円)	北塩原村	－	－
	磐梯町	－	－
	西会津町	－	－
	猪苗代町	－	－
	計	－	－
被害面積	喜多方市	－	－
(単位：ha)	北塩原村	－	－
	磐梯町	－	－
	西会津町	－	－
	猪苗代町	－	－
	計	－	－
ハクビシン			
指標	市町村	現状値（令和４年度）	目標値（令和８年度）
被害金額	喜多方市	－	－
(単位：千円)	北塩原村	－	－
	磐梯町	14.84	12.61
	西会津町	－	－
	猪苗代町	3.20	2.72
	計	18.04	15.33
被害面積	喜多方市	－	－

(単位：ha)	北塩原村	-	-
	磐梯町	0.01	0.01
	西会津町	-	-
	猪苗代町	0.01	0.01
	計	0.02	0.02
カワウ			
指標	市町村	現状値（令和４年度）	目標値（令和８年度）
被害金額	喜多方市	-	-
(単位：千円)	北塩原村	355.00	301.75
	磐梯町	-	-
	西会津町	-	-
	猪苗代町	20,751.00	17,638.35
	計	21,106.00	17,940.10
カラス			
指標	市町村	現状値（令和４年度）	目標値（令和８年度）
被害金額	喜多方市	49.68	42.23
(単位：千円)	北塩原村	-	-
	磐梯町	-	-
	西会津町	-	-
	猪苗代町	3.00	2.55
	計	52.68	44.78
被害面積	喜多方市	0.02	0.02
(単位：ha)	北塩原村	-	-
	磐梯町	-	-
	西会津町	-	-
	猪苗代町	0.02	0.02
	計	0.04	0.03

※ 目標値は現状値のマイナス１５％としている。

(４) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
--	---------------	----

捕獲等に関する取組	○ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ハクビシン、ニホンジカ、カワウ、カラスともやむを得ない場合のみ、実施隊による銃器及び捕獲用檻で有害捕獲を実施している。 ○喜多方市、北塩原村、西会津町、猪苗代町ではニホンザル管理事業実施計画を策定。モニタリング調査結果に基づき個体数調整を行っている。 ○狩猟免許取得者増加を目的とした、免許取得経費の助成を行っている。 ○イノシシ等捕獲技術研修会の実施	①有害捕獲は出没や被害を食い止める根本的な対策ではないことや、ニホンザルにおいて無差別な銃器による殺処分は群れの分裂を引き起こし、被害を増加させる恐れがあるため、生息地の環境や継続的なモニタリング調査を実施し、人間との住み分け、野生鳥獣との共存も視野に入れながら捕獲等を実施する必要がある。 ②猟友会会員の減少及び高齢化によって人手が不足しており、若年層会員の確保が必要。 ③イノシシの捕獲数は年々増加傾向にあるが、加害個体を効率的に捕獲する等の対策が必要。さらに捕獲が優先的な対策になっている地区への総合的な被害対策の普及。
防護柵の設置等に関する取組	○電気柵の設置や緩衝帯整備や未利用果樹の伐採、花火による追い払いなどの被害防止対策にNPO法人や県等と協同して取り組むほか、被害情報を集約し、専門員等による対策の検討及び被害地区に応じた対策を実験的に実施してきた。	①住民との合意形成及び協力体制づくり。 ②5市町村の連携による広域被害防止体制の確立。 ③ニホンザル及びツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカの生息調査の実施。 ④専門員等からの指導と有効な防止対策の実施。 ⑤生息環境整備について、多くが行政主導となっており、住民自らが実施できるような体制整備。

(5) 今後の取組方針

○総合的な対策の実施 被害を及ぼす鳥獣に対して、鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、集落ぐるみで生息環境管理、被害防除対策、個体数管理の3つの対策に総合的に取り組む。 さらに鳥獣の生息状況および被害状況を考慮すると、今後は、市町村域を越え

た地域の連携が重要であることから、5市町村が連携し、情報の共有等を行い、実効性の高い対策を進め、被害の減少と地域社会の安全安心な地域づくりを実施する。

○ニホンザル

現在までモニタリング調査の重要性が認識されないまま有害捕獲や強固な被害対策を行ってきた地域においては、群れの分裂が発生し、被害地域を拡大させてしまった事例もある。このため、精度の高いモニタリング調査による群れ管理の方向性を明確にし、専門員等による助言、指導を得ながら住民が協力して花火による追払いや侵入防止柵の設置等の被害対策を自発的に実施する体制作りを推進する。併せて、群れの安定を保ちつつ群れ管理を行う。

○ツキノワグマ

地区に応じた迅速かつ適切な対策を講じる必要があり、農地周辺の藪の管理など集落環境の整備に努める。また、専門員等による生息調査やアドバイスを得て、花火による追払いや侵入防止柵の設置等、住民の自発的な対策を支援するための体制を作るとともに、被害発生地区に応じた対策を実施する。

さらにツキノワグマの被害は過去のデータからある程度の出没予測ができるため、現在のような対処療法のような対策ではなく、過去のデータを基にした予防対策（柵の設置、緩衝帯整備、未利用果樹木の伐採等）を講じる必要がある。

○イノシシ

5市町村とも被害が増加しており、地区に応じた適切な対策を講じる必要がある。

そのために、農地周辺の藪の管理など集落環境の整備に努め、計画的かつ継続的に集落ぐるみで侵入防止柵の設置を行い、被害防止対策を積極的に実施する。併せて個体数調整の実施も行うが、密度減少を目的とした捕獲ではなく、被害軽減を目的とする捕獲を実施する。

○ニホンジカ

現在農作物被害は軽微ではあるが、確実な生息状況や被害状況の情報収集を行うことが重要であり、被害が拡大する前に、専門員等によるアドバイスを得ながら、侵入防止柵の整備や対策の実行体制等を整備する必要がある。現在、ニホンジカの見撃は多発しているが大きな被害が発生していない中で、対策に向ける住民の意識は低い。そのため、勉強会等の開催により、ニホンジカの生態や全国での被害の深刻さ等を普及し、大きな被害が発生する前に、対策を行えるような体制整備を行う。

○ハクビシン

被害が軽微なことから、出沒被害状況の報告が少ないため、被害状況の把握に努めるとともに、農地周辺の藪の管理に加えて空き家、古い倉庫等の集落環境の整備に努める。また、専門員等によるアドバイスを得て、侵入防止柵の設置等、被害発生地区に応じた対策を実施し、住民の自発的な対策を支援するための体制を整備する。

○カワウ

生息地とその周辺において、営巣域の制限・個体数調整捕獲等を行うことよりカワウの生息数の抑制を図る。

被害発生区域において、追い払い・物理的防御等の被害防除対策を行い、カワウに捕食される魚の数を抑制する。

○カラス

追い払いを中心とした対策を行い被害の発生を防ぐ。被害発生地域についてはテグスやネットを用いた柵の設置を普及し被害防除に努める。被害が深刻な地域については大型檻やくくり罠の設置、銃による捕獲を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

構成市町村ごとに、鳥獣被害対策実施隊を設置し、被害防止対策及び捕獲を実施している。

被害が発生した場合の捕獲は、従来どおり、「鳥獣保護管理法」に基づき市町村ごとに鳥獣被害対策実施隊との連携を図りながら捕獲を実施する。

また、ニホンザル及びツキノワグマの生息調査のための捕獲については、鳥獣被害対策実施隊及び特定非営利活動法人おーでらすとの連携を図りながら実施する。

なお、錯誤捕獲が発生した際には、危険性がない場合に限り麻酔による不動化を行い積極的に放獣する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	ニホンザル	① 専門員等を活用した生息状況調査等の実施。
	ツキノワグマ	② 生息状況調査に基づいた効率的な捕獲の実施。
	イノシシ	③ ICT等先進技術を用いた捕獲の実施。
	ニホンジカ	④ 被害対策について構成市町村での共同実施。

	ハクビシン カワウ カラス	
令和 7 年度	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ハクビシン カワウ カラス	① 専門員等を活用した生息状況調査等の実施。 ② 生息状況調査に基づいた効率的な捕獲の実施。 ③ I C T等先進技術を用いた捕獲の実施。 ④ 被害対策について構成市町村での共同実施。
令和 8 年度	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ハクビシン カワウ カラス	① 専門員等を活用した生息状況調査等の実施。 ② 生息状況調査に基づいた効率的な捕獲を実施。 ③ I C T等先進技術を用いた捕獲の実施。 ④ 被害対策について構成市町村での共同実施。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンザル管理計画、福島県ツキノワグマ管理計画、福島県イノシシ管理計画、福島県ニホンジカ管理計画、福島県カワウ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
ニホンザル	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による。 ○猪苗代町：R6 300 頭、R7 300 頭、R8 300 頭		
ツキノワグマ	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。		
イノシシ	福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。		

	○磐梯町：R6 100頭、R7 100頭、R8 100頭 ○猪苗代町：R6 150頭、R7 150頭、R8 150頭
ニホンジカ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による。 ○磐梯町：R6 15頭、R7 20頭、R8 20頭 ○猪苗代町：R6 50頭、R7 50頭、R8 50頭
ハクビシン	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。
カワウ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県カワウ管理計画に基づく基準による。
カラス	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 ○磐梯町：R6 100羽、R7 100羽、R8 100羽 ○猪苗代町：R6 200羽、R7 200羽、R8 200羽

捕獲等の取組内容
ニホンザルは箱わな及び銃器による捕獲を行う。被害が多発する5月から11月及び餌の少ない冬期において重点的に実施する。 ツキノワグマは箱わな及び銃器による捕獲を行う。被害が多発する7月から10月を中心に被害防止対策を講じても被害が続く場合又は人的被害のおそれがある場合に実施する。 イノシシはくくりわな及び箱わな、銃器による捕獲を行う。被害が多発する4月から11月にかけて重点的に実施する。 ニホンジカはくくりわな及び箱わな、銃器による捕獲を行う。被害が発生する5月から9月にかけて重点的に実施する。 カラスには大型檻、くくり罟、銃器による捕獲を行う。被害が発生する被害が発生する7月から9月にかけて重点的に実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
喜多方市、北塩原村、磐梯町、西会津町において実施する。 喜多方市：ニホンザル及びイノシシの捕獲について、わなによる捕獲は難しく、遠距離からの銃による捕獲も有効である。山間や沢沿いでの生息・活動が多くみられる。ライフル銃の所持隊員は許可証の提出により確認することから、周辺の安全を確保しながら慎重な判断のもとで、個体数調整捕獲においてライフル銃の使用を許可する。なお、捕獲の時期や場所

は、個体数調整捕獲の許可証及び従事者証に記載されているものに限る。

北塩原村：ニホンザルについて、遠距離からの銃による捕獲も有効な手段の一つである。他の鳥獣と比較して、山合いや沢の向かい等での生息も確認されることから、捕獲の手段として考えているが、周囲への安全確保も重要な課題となることから、運用に際しては、随時、慎重な判断を行い、周辺の安全が確保され且つ捕獲に有効と判断される場合にのみ、ライフル銃使用の許可をする。

磐梯町：イノシシ、ニホンザル及びニホンジカの捕獲について、現在ではくくり罠や箱罠での捕獲が主であるが、罠に慣れてしまった個体が多く効率的とは言えない状況である。イノシシの捕獲については既にライフル銃を使用し遠距離の個体を捕獲した実績があるため引き続きライフル銃の使用を行う。またニホンザルについては群れの分裂を防ぐためにも遠距離から個体の雌雄や年齢を識別して捕獲する必要があるため、射程距離の長いライフル銃の使用が非常に効果的である。なお、ライフル銃の運用については周囲の安全を確保し、有効性が確認された場合のみ使用を行う。

西会津町：ニホンザルについて、散弾銃、箱わなにより捕獲を行っているが、散弾銃による捕獲が主となっている。しかし、銃器による捕獲は年々捕獲頭数が減少しており、この要因としては、ニホンザルが捕獲隊員や隊員の車両を認識しており、射程距離に入る前に逃げてしまう状況となっている。そのため、射程の長いライフル銃も使用し遠距離から捕獲を実施する。なお、止め刺しについては、これまでどおり散弾銃で行う。

イノシシについて、箱わな、くくりわなにより捕獲を行っているが、現在まで捕獲実績はない。しかし、狩猟期には銃による捕獲実績があることから、銃による捕獲を主として取り組んで行く。ただし、イノシシは警戒心が非常に強いことから、使用する銃は射程の短い散弾銃ではなく、射程が長く殺傷力の高いライフル銃を使用し遠距離から捕獲を実施する。

ニホンジカについて、狩猟期に捕獲実績があり、すべて銃による捕獲であることから、銃による捕獲を主として取り組んで行く。使用する銃についても散弾銃ばかりでなく、状況によってはライフル銃も使用する。なお、ライフル銃の使用に当たっては、周囲の安全確認を十分に行い、確認ができた場合のみ使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
喜多方市、北塩原村、磐梯町、西会津町、猪苗代町	ニホンジカ、カワウ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ハクビシン	地域住民が主体となった電気柵やワイヤーメッシュ柵の設置を推進する。同時に適切な設置の指導を行う。 延長 20,000m	地域住民が主体となった電気柵やワイヤーメッシュ柵の設置を推進する。同時に適切な設置の指導を行う。 延長 20,000m	地域住民が主体となった電気柵やワイヤーメッシュ柵の設置を推進する。同時に適切な設置の指導を行う。 延長 20,000m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
6年度	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ハクビシン カワウ カラス	① 的確な追い払いを実施する。 ② 研修会や実践等の活動を通じ、地域住民が主体となった被害防止対策に取り組める体制を整備する。 ③ 地域住民が主体となった生息環境管理等の被害防止対策を推進する。 ④ 集落環境診断を実施し、住民自らが農作物等の被害対策を行うよう意識の向上を図る。 ⑤ ツキノワグマが河川敷に沿って移動することやニホンザル等の広い行動域に対応するため、広域的な集落間連携に取り組む。
7年度	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	① 的確な追い払いを実施する。 ② 研修会や実践等の活動を通じ、地域住民が主体となった被害防止対策に取り組める体制を整備する。 ③ 地域住民が主体となった生息環境管理等の被害防止

	ハクビシン カワウ カラス	対策を推進する。 ④ 集落環境診断を実施し、住民自らが農作物等の被害対策を行うよう意識の向上を図る。 ⑤ ツキノワグマが河川敷に沿って移動することやニホンザル等の広い行動域に対応するため、広域的な集落間連携に取り組む。
8 年度	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ハクビシン カワウ カラス	① 的確な追い払いを実施する。 ② 研修会や実践等の活動を通じ、地域住民が主体となった被害防止対策に取り組める体制を整備する。 ③ 地域住民が主体となった生息環境管理等の被害防止対策を推進する。 ④ 集落環境診断を実施し、住民自らが農作物等の被害対策を行うよう意識の向上を図る。 ⑤ ツキノワグマが河川敷に沿って移動することやニホンザル等の広い行動域に対応するため、広域的な集落間連携に取り組む。

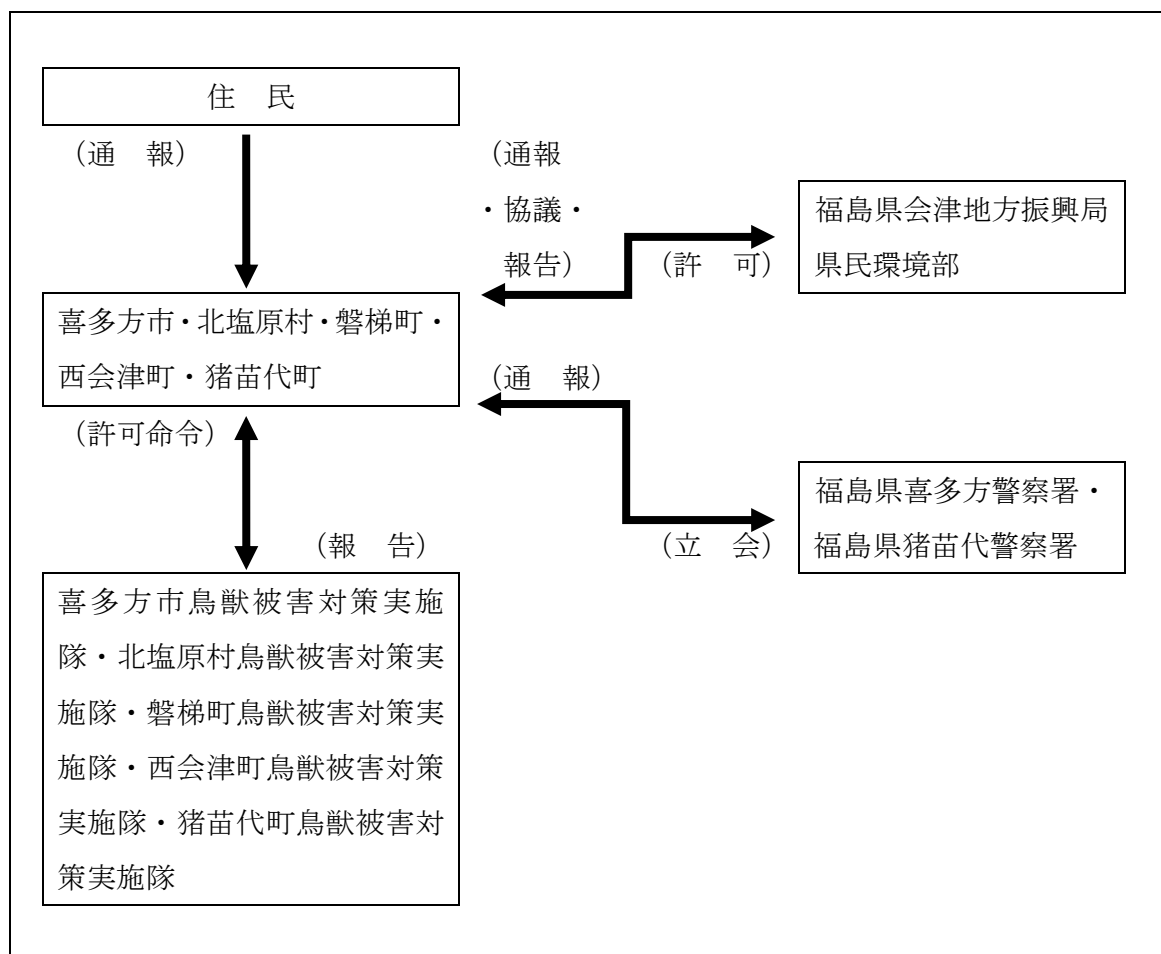
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
喜多方市、北塩原村、磐梯町、西会津町、猪苗代町	被害情報の収集と住民への注意喚起を行う。各関係機関との連絡調整を取り、捕獲許可等の手続きを速やかに行う。
喜多方市鳥獣被害対策実施隊、北塩原村鳥獣被害対策実施隊、磐梯町鳥獣被害対策実施隊、西会津町鳥獣被害対策実施隊、猪苗代町鳥獣被害対策実施隊	被害情報の収集と住民への注意喚起を行う。捕獲許可の下りた有害鳥獣の捕獲に従事する。
福島県会津地方振興局県民環境部	捕獲申請を速やかに調査し、可否を判断するものとする。
福島県喜多方警察署、福島県	付近の住民へ注意喚起を行う。緊急時には安全確認のう

猪苗代警察署	え発砲許可を出す。
--------	-----------

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設及び焼却。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した野生イノシシやニホンジカ等において有効利用に適した個体・部位をジビエやペットフード、骨や皮を使った製品として利用する。また有効利用に向けた視察研修やジビエの周知へ向けたイベント等を開催する。なお現在は出荷制限がかけているため、出荷制限解除後にジビエやペットフードとして利用する。

8. 被害防止策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	会津北部地域鳥獣害防止広域対策協議会
構成機関の名称	役 割
喜多方市	生息調査及び被害防止対策の普及・推進
北塩原村	生息調査及び被害防止対策の普及・推進
磐梯町	生息調査及び被害防止対策の普及・推進
西会津町	生息調査及び被害防止対策の普及・推進
猪苗代町	生息調査及び被害防止対策の普及・推進
会津よつば農業協同組合	農作物の被害に関する調査及び農作物被害対策に関する情報提供・指導
福島県農業共済組合	農作物の被害に関する調査

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
特定非営利活動法人おーでらす	野生鳥獣の生態、生息調査及び鳥獣被害防止対策に関する助言・指導等
福島県会津地方振興局 (県民環境部)	鳥獣の保護管理、狩猟に関する助言・指導等
福島県農業総合センター	野生鳥獣の生態、生息調査及び鳥獣被害防止対策に関する助言・指導等
福島県会津農林事務所 (農業振興普及部) (喜多方農業普及所)	農作物等の鳥獣被害防止対策に関する助言・指導等
(森林林業部)	有害鳥獣の被害防止対策及び森林整備に関する情報提供、助言・指導等
関係漁協 (桧原漁業協同組合) (阿賀川非出資漁業協同組合) (猪苗代・秋元非出資漁業協同組合)	カワウ被害把握および防止対策に関する助言・指導等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年7月2日に磐梯町職員を構成員として磐梯町鳥獣被害対策実施隊を設置。捕獲及び被害防止対策等を行う。 平成24年8月20日に西会津町職員及び西会津町猟友会員を構成員として西

会津町鳥獣被害対策実施隊を設置。捕獲及び被害防止対策等を行う。

平成２４年１０月５日に猪苗代町職員及び猪苗代町有害鳥獣駆除員を構成員として猪苗代町鳥獣被害対策実施隊を設置。捕獲及び被害防止対策等を行う。

平成２６年に北塩原村職員及び北塩原村有害鳥獣駆除隊員を構成員として北塩原村鳥獣被害対策実施隊を設置。捕獲及び被害防止対策等を行う。

平成２７年に喜多方市職員及び喜多方市有害鳥獣捕獲隊員を構成員として喜多方市鳥獣被害対策実施隊を設置。捕獲及び被害防止対策等を行う。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

ニホンザルの発信器装着や位置情報取得などによる追い払い体制の強化を図る。

イノシシの出没被害が増加している現状の中で、どの地域でどのような出没や被害が発生しているのかをリアルタイムに共有し連携を図る必要がある。過去データや近況データ等を駆使し、各市町村間で連携を行う。

９．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし。